

○高知県警察柔道剣道段級審査規程

平成29年 3月10日

高知県警察本部訓令第6号

警察本部

警察署

改正 平成30年 3月30日高知県警察本部訓令第6号

平成31年 3月27日高知県警察本部訓令第11号

高知県警察柔道剣道段級審査規程を次のように定める。

高知県警察柔道剣道段級審査規程

高知県警察柔道剣道段級審査規程(昭和29年7月本部訓令第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、県警察における警察官の柔道及び剣道(以下「柔剣道」という。)についての段級の審査(以下「段級審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(段級審査の目的)

第2条 段級審査は、警察官の柔剣道の術科技能を審査し、適正な段級を授与することにより、柔剣道の術科技能の向上及びその振興を図ることを目的とする。

(段級の範囲)

第3条 この訓令の規定により授与する柔剣道の段級は、段位にあつては初段から5段まで、級位にあつては1級とする。

(審査基準)

第4条 段級審査は、柔道にあつては講道館が、剣道にあつては全日本剣道連盟が行う昇段及び昇級に係る審査基準に準じて行うものとする。

(段級審査の実施)

第5条 段級審査の実施及び合格者の決定は、警務部長が行う。

2 警務部長は、段級審査を行うときは、あらかじめ実施時期、実施場所その他必要事項を所属長に通知するものとする。

3 段級審査に関する事務は、人材育成課において処理するものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令6号・31年11号〕

(段級審査の受検資格)

第6条 段級審査は、次の各号に掲げる受検段級の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間を経過した者のうち、所属長(初任補修科の課程にある者にあつては、警察学校長。以下同じ。)の推薦した者について行うものとする。

(1) 1級及び初段期間は定めない。ただし、初段にあつては、1級を取得し

ていること。

- (2) 二段 初段を取得後1年以上
- (3) 三段 二段を取得後2年以上
- (4) 四段 三段を取得後2年以上
- (5) 五段 四段を取得後3年以上

2 所属長は、前項の推薦をしようとするときは、別記第1号様式の段級審査受検推薦書を警務部長に提出しなければならない。

(審査員)

第7条 段級審査は、別表に掲げる審査員(以下「審査員」という。)2人以上が立会して行うものとする。

2 審査員は、段級審査を行ったときは、柔道にあつては別記第2号様式の柔道段級審査表に、剣道にあつては別記第3号様式の剣道段級審査表に審査結果をそれぞれ記録し、受検者ごとに合否の意見を付して警務部長に報告するものとする。

(合格者の決定)

第8条 警務部長は、前条第2項の報告に基づき段級審査の合格者を決定するものとする。

2 警務部長は、段級審査の合格者を決定したときは、当該合格者の所属の長(初任補修科の課程にある者にあつては、警察学校長。以下同じ。)に対して別記第4号様式の段級審査合格通知書を送付して通知するものとする。

3 人材育成課長は、前項の合格者情報を高知県警察統合情報通信ネットワークによる高知県警察人事管理システム(以下「人事管理システム」という。)に入力するものとする。

一部改正〔平成31年本部訓令11号〕

(講道館等の段級位取得者の取扱い)

第9条 講道館若しくは全日本剣道連盟の段級取得者又は他府県警察が実施した段級審査の段級取得者は、当該取得している段級とこの訓令の規定による同等の種別・段級の審査に合格したものとみなす。

2 前項の場合において、段級審査に合格したとみなされる者の所属の長は、別記第5号様式の人事管理システム登載依頼書により、人材育成課長に人事管理システムへの合格者情報の入力を依頼することができる。この場合において、段級審査に合格したとみなされる者の所属の長は、講道館若しくは全日本剣道連盟又は他府県警察が発行した合格証書の写しを人材育成課長に提出しなければならない。

3 第8条第3項の規定は、前項の依頼を受けた場合において準用する。

一部改正〔平成31年本部訓令11号〕

(柔道段位の表示)

第10条 この訓令の規定により柔道の段位を取得した者の帯の色は、黒色とする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

一部改正 [平成30年本部訓令6号・31年11号]

審査員一覧表

段級審査の種別	審査員
柔道段級審査	警察学校長 人材育成課長 術科指導官 上席師範 師範 人材育成課及び警察学校の柔道指導担当者 警務部長が別に指名した者(この訓令の規定による柔道の段位が5段以上の者に限る。)
剣道段級審査	警察学校長 人材育成課長 術科指導官 上席師範 師範 人材育成課及び警察学校の剣道指導担当者 警務部長が別に指名した者(この訓令の規定による剣道の段位が5段以上の者に限る。)

(別記様式省略)